



□■□ 事故防止メルマガ「Think」

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

// // INDEX // // // // // // // // // // // // // // // //

1. 8月前半の管理ごよみ
2. 安全管理法律相談
3. 交通事故の判例解説
4. 交通事故と企業の責任（8）
5. 今日の朝礼話題
6. 新刊商品のご案内

// // // // // // // // // // // // // // // //

☆☆☆*.....*.....*.....*8月前半の管理ごよみ*.....*.....*.....*☆☆☆

◆ 1日（木）～31日（土）

—道路ふれあい月間

◆ 1日（木）

—夏の省エネ総点検の日

◆ 3日（土）～4日（日）

—第46回二輪車安全運転全国大会

◆ 7日（水）

—第48回交通安全子供自転車全国大会

◆ 10日（土）

—パレットの日、健康ハートの日

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<http://www.think-sp.com/2013/07/10/kongetsu-untankanri13-8/>

■安全管理法律相談 —————

安全管理に関する質問にWILL法律事務所の清水伸賢弁護士がお答えするコーナーです。

第3回「客人の送迎中に発生した事故」

・質問

先日、弊社に商談で訪れたお客様を最寄りの駅に送る途中、運転していた当社の従業員が事故を起こし、お客さまは1週間ほど入院することになってしまいました。

先方からは、この間の休業損害や入院費などの賠償を求められていますが、このような場合、どこまでの賠償責任があるのでしょうか？

・回答

バスやタクシーのように、運賃を支払って乗車するのではなく、無償で他人の車に乗せてもらう場合を、好意同乗といいます。

古い判例では、好意同乗をして事故が生じて傷害を負ったような場合について、同乗者も無償で乗車していることによって利益を得ているとの考えから、損害賠償額が減額されるものもありました。

【続きを読む↓】

<http://www.think-sp.com/2013/07/16/houritsu-3-kouidoujyou/>

■交通事故の判例ファイル

『自転車事故の多額賠償例』

以前にも、自転車事故に関する民事訴訟例を紹介したことがありますが、最近、子どもの自転車事故に関して、親の監督義務責任を認めて1億円近い多額の損害賠償を命じた判決が言い渡されましたので紹介します。

【続きを読む↓】

<http://www.think-sp.com/2013/07/16/hanrei-jitensha-baisho/>

■交通事故と企業の責任（8）

前回は、運転者が起こした過労運転事故につき、会社代表者の「代理監督責任」を認めた事例でした。

今回は、社有車を社員に譲渡したが、登録名義が会社代表者のままだったことなどから、使用者の「運行供用者責任」を認めた事例を紹介します。

『社員が私用時に起こした事故について、会社代表者の運行供用者責任を認定』

建設会社に勤務するAは、会社代表者から買い受けた車を運転して走行中に、交差点を信号を無視して横断してきた自転車に気づくのが遅れて衝突し、乗っていた男性Bに腰椎圧迫骨折等の重傷を負わせました。

Bは、運転者Aだけでなく、Aの車の登録名義人で会社代表者であるCに対しても「運行供用者責任」「使用者責任」を主張して、損害賠償を請求しました。

Aの車は、もともとCが使用していたものをAが買い受けたものであったが、自動車の移転登録を行っておらず、勤務地にある会社の寮付近に車を止め、元請け業者との待ち合わせ場所まで車で赴くこともあったことなどから、裁判所は次のように述べて、Cの「運行供用者責任」について認め、連帯して約499万円の損害賠償を命じました。

「勤務地にある寮付近に加害車両を駐車しており、元請け業者との待ち合わせ場所まで加害車両で赴くこともあったというのであり、雇用主であるCにおいて、その使用態様等について、一応の認識を得べき状況にあったことも明らかである」

「以上に照らし、Cにおいて、加害車両の運行を事実上支配、管理することができ、社会通念上自動車の運行が社会に害悪をもたらさないよう監視・監督すべき立場にあったものといえ、なお運行支配・運行利益を有する者として、運行供用者と認めるのが相当である」

ちなみに、Cの使用者責任については、次のように述べて、否定しています。

「元請け業者との待ち合わせ場所まで車で赴くこともあったとはいえ、本件の際、Aは先輩をパチンコ店まで迎えに行く途中で事故を起こしたものであり、それが私用の際の事故であることは明らかであり、事業執行との関連性を認めることはできない」

（大阪地裁 平成19年4月26日判決）

■今日の朝礼話題

『優先通行帯の走行ルールを意識して運転していますか？』

車線がいくつもあるような道路では、標識などによって路線バス等の優先通

行帯が指定されている道路がありますよね。

優先通行帯は路線バス以外の車も通行することができますのですが、それには次のような条件を守る必要があることを、絶対に忘れてはいけません。

【続きを読む↓】

<http://www.think-sp.com/2013/07/12/youusenn/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にさせていただける「今日の朝礼話題」を毎日更新しています。

■新刊出版物のご案内 —————

●教育用冊子

『構内事故の危険に気づこう!』

※仕様 B5判/16ページ/カラー刷

※価格 147円(消費税込・送料実費)

トラック運送事業では、公道における交通事故だけでなく、構内事故も多発しています。

本冊子は、構内事故が起こりやすい状況を示した6場面のイラストを見て、設問に回答してもらって参加型教材です。ドライバー自身が日頃の運転習慣やヒヤリ・ハット体験などを思い起こすことにより、構内事故を起こす危険に気づいて頂くことができます。

【↓詳しくはこちら】

<http://goo.gl/ujptD>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<http://goo.gl/5G5iL>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

(平成25年7月16日送信)

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。

■□—————□■

～人と車の安全な移動をデザインする～
シンク出版株式会社

大阪市北区天満4-5-3日本プロパティビル901
TEL 06-6809-1989/FAX 06-6809-1984
Eメール mail@think-sp.com
URL <http://www.think-sp.com/>

■□—————□■